



9月議会のお知らせ

問 議会事務局 ☎92-6543



基山町議会9月議会は、下記の会期日程（予定）で開催します。会期中は、どの日でも傍聴できます（傍聴にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします）。議場は、役場4階です。

令和4年9月議会 会期日程（予定）

※日程等は、状況により変更することがあります。

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所
5	月	午前 9 時 30 分	本会議	会期を決定します。 町長が議案の提案理由を説明します。 決算特別委員会の設置を決めます。	議場
6	火	午前 9 時 30 分	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。	議場
7	水				
8	木				
9	金	午前 9 時 30 分	本会議	議案審議（議案内容について町長に質問します。） 委員会付託（委員会で審査するように決めます。）	議場
10	土	休会			
11	日				
12	月	午前 9 時 30 分	委員会	付託を受けた議案を審査します。（総務文教常任委員会）	委員会室
13	火	午前 9 時 30 分	委員会	付託を受けた議案を審査します。（厚生産業常任委員会）	委員会室
14	水	午前 9 時 30 分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	委員会室
15	木	午前 9 時 30 分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場
		本会議終了後	委員会	《決算特別委員会》 令和 3 年度決算について詳しく審査します。	議場
16	金	午前 9 時 30 分			
17	土	休会			
18	日				
19	月				
20	火	午前 9 時 30 分	委員会	《決算特別委員会》 令和 3 年度決算について詳しく審査します。	議場
21	水	午前 9 時 30 分	委員会	決算特別委員会での審査の結果を集約します。	委員会室
22	木	午前 9 時 30 分	本会議	決算特別委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場

※議場の傍聴席は、庁舎1階と4階ロビーのモニター放映、及びインターネット録画配信の映像に映る場合がありますので、ご了承ください。



有害鳥獣の駆除を行います

問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945



カラスやドバト等の有害鳥獣による水稻などへの農作物被害が予想されるため、猟友会基山支部による有害鳥獣の駆除が行われます。

▽実施予定日時 9・10月の毎週日曜日 午前8時～10時30分

▽駆除地域 基山町全域

▽駆除方法 銃器使用

※当日は、猟友会の方が「有害鳥獣駆除実施中」のステッカーを貼った車で移動し、駆除を行います。

（なお、本事業は猟友会基山支部が鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会から委託を受けて行うものです。）



家庭用浄化槽維持管理費補助金の交付申請はお済みですか？

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435

家庭用浄化槽維持管理費補助金の交付申請期限は、9月30日までとなっています。申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

▽対象区域 公共下水道の未整備区域

▽対象者 次の①～⑤をすべて満たす方

- ①専用住宅又は併用住宅に10人槽以下の合併浄化槽を設置している方
- ②町税等の滞納がない方
- ③法定検査(11条検査)、法令で定められた保守点検及び清掃を適正に実施している方
- ④家庭用浄化槽の人槽区分及び使用人数が(表1)に該当している方
- ⑤補助対象経費(法定検査(11条検査)、保守点検及び清掃費)の合計が使用人数に応じて(表2)の額以上の方



▽補助金額 27,000円/年

▽申請期限 **9月30日(金)まで** ※土・日曜、祝日を除く。

表1

人槽区分	使用人数※
5～6人槽	2人以内
7～8人槽	3人以内
10人槽	4人以内

※使用人数は、令和4年3月31日を基準として、当該浄化槽を使用する世帯の構成員とします。なお、使用する世帯が二世帯以上ある場合は合算した人数とします。

表2

使用人数	補助対象経費の合計額※
1人	43,740円
2人	60,480円
3人	77,220円
4人	93,960円

※補助対象経費の合計額は、令和3年度中にお支払いいただいた、保守点検や法定検査等の支払額の合計とします。



令和4年度

家庭用合併処理浄化槽・雨水貯留タンクの設置補助について

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435

令和4年度の家庭用合併処理浄化槽設置補助金・雨水貯留タンク設置補助金について、4月より申請を受け付けていますので、設置を検討される方は、建設課までお申し込みください。なお、予算によりご希望の時期に沿えないことがありますので、お早めの申請をお願いします。

家庭用合併処理浄化槽設置補助

■ 対象

- ①家庭用の合併処理浄化槽(5人～10人槽)を設置される方
- ②補助金交付決定後に着工し、**令和5年3月10日まで**に設置完了される方
- ③国庫補助指針及び町が定めた要綱基準に沿って設置される方
- ④公共下水道事業認可区域以外の方(公共下水道事業認可区域とは、数年のうちに下水道が整備される区域のことで、建設課で確認できます。)

■ 補助額

人槽区分	補助限度額(円)
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	
9人槽	548,000
10人槽	
単独処理浄化槽撤去費用	90,000

雨水貯留タンク設置補助

■ 対象

- ①貯留容量が100リットル以上の雨水貯留タンクを町内に設置される方
- ②補助金交付決定後に雨水貯留タンクを購入し、**令和5年3月10日まで**に設置完了される方
- ③町が定めた要綱基準に沿って設置される方

■ 補助額

雨水貯留タンク購入費の2分の1以内(上限3万円)

